

(仮称)八尾市職員のコンプライアンスの推進に関する条例(素案)についての 市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果及び市の考え方について

八尾市職員倫理条例を改正するに当たり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例(平成18年八尾市条例第20号)第12条の規定に基づき、検討途中の素案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しましたので、その結果及び提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。

(1) 意見募集期間

令和6年12月17日(火)から令和7年1月16日(木)まで

(2) 提出方法別の提出者数及び意見数

提出方法	提出者数(人)	意見数(件)
直接持参	-	-
電子メール	1	11
電子申請	4	4
F A X	-	-
郵便	-	-
合計	5	15

(3) 提出された意見の内容及び市の考え方

番号	該当箇所	意見の内容（趣旨を損なわないように要約しています。）	市の考え方
1	素案の全体に係る表現について	改正後の条例案が示されておらず、具体的にどのように改正するのか分からない。恣意的な改正をしようとする意図すら感じる。	条文の文言だけでは改正内容が分かりにくいのではないかと思料し、概要に対するご意見を募集いたしました。頂いたご意見を今後の参考とさせていただきます。
2	基本的心構え・職員の責務	管理職による現業労働組合への不適切な対応が問題となっており、改善が必要。また、税金の無駄遣いを防止するための具体的な条項を追加し、職員の公正な職務執行を確保すべき。	ご指摘の趣旨は地方自治法及び地方公務員法に規定されていること、特定団体との交渉における要求・要望が法令等に抵触するのであれば、不当要求行為等として取り扱うことを現行の条例にも規定していることから、素案どおりとします。
3	ハラスメントについて	ハラスメントについて、被害者からの被害の訴えが必要だと思いが、加害者と接触又は身元を知られたくない状況もあるかと思う。被害者の保護（精神状態）の観点から、被害者本人以外からの通報や匿名での通報をどのように考えるか。	実名での通報を要件とする規定は設けていませんので、第三者からの通報や匿名での通報も受け付けることを想定しています。
4	「内部公益通報」と「外部公益通報」について	この条例では、八尾市以外の民間組織で生じた事実の調査も八尾市コンプライアンス審査委員会で見受けられる。 この条例の外部公益通報は、八尾市職員が八尾市以外に通報する場合を想定していると思われるが、定義に注意する必要がある。	八尾市以外の民間組織で生じた事実の調査は、八尾市コンプライアンス審査委員会の所管外となります。 八尾市職員による八尾市以外への外部公益通報は、この条例の所管外となりますので、公益通報者保護法に基づく通報となります。
5	通報対象の範囲	通報者の拡大により、職員以外の通報者の保護が十分に担保できるか懸念がある。通報者保護のための具体的な方策を明示する必要がある。	ご指摘の趣旨を踏まえ、第11条に通報者の保護について規定することにより、公益通報者保護法の趣旨に沿って、適切に対応してまいります。
6	通報先の範囲	内部通報窓口等の設置に関する具体的な記述が見受けられない。 ハラスメント対応について、その性質に応じた調査や手続をどのように規定するかも課題である。	内部通報窓口等の設置その他の手続に係る内容は、規則・要綱等で規定し、職員等が相談しやすい環境を整えるため、外部相談窓口を設置する予定です。 ハラスメントにつきましては、八尾市コンプライアンス審査委員会の中にハラスメントに特化した部会を設け、調査や対応方針等について専門的な見地から審査をしていただく予定です。
7	外部公益通報の考え方	外部公益通報について、八尾市コンプライアンス審査委員会がどこまでの業務を受け持つかが問題である。	外部公益通報につきましては、八尾市コンプライアンス審査委員会での審査は想定していません。

番号	該当箇所	意見の内容（趣旨を損なわないように要約しています。）	市の考え方
8	「市に係る法令違反等」の定義	「市に係る法令違反等」について、より具体的に規定すべき。 人事課等に対する市民からの通報の全てについて、八尾市コンプライアンス審査委員会に調査を委ねるのか。	内部公益通報の対象となる事実の定義につきましては、ご指摘の趣旨を踏まえ、第2条に具体的に規定します。 八尾市コンプライアンス審査委員会の具体的な運用につきましては、規則・要綱等で規定します。
9	本条例の対象とする事象について	ハラスメント、公益通報、不当要求行為について、八尾市コンプライアンス審査委員会に全ての調査を委ねることは、専門性や対応の迅速性等の観点から課題がある。	八尾市コンプライアンス審査委員会の中に、ハラスメントに特化した部会及び重大事案に係る第三者調査に特化した部会を設置する予定です。
10	各事象の専門性と複雑性	ハラスメント、公益通報、不当要求行為は、それぞれ法的な解釈や対応策が異なり、専門的な知識を必要とする分野であるため、それぞれに特化した専門委員会を設置すべき。	同上
11	審査会の構成と権限	審査会委員の選定について、各分野の専門家はもとより、一般の経営層や従業員代表等も含めた多様な構成とすべき。 権限の範囲について、処分権限や勧告権限の必要性も課題である。	委員の選定につきましては、ご指摘の趣旨を踏まえ、検討してまいります。 委員会の権限につきましては、ご指摘の趣旨を踏まえ、第9条に任命権者への勧告等について規定します。
12	対応の迅速性	通報者や被害者の精神的な負担軽減のため、迅速な調査体制に係る具体的な対応策の検討が必要である。	通報や相談の手続等につきましては、ご指摘の趣旨を踏まえ、検討してまいります。
13	法令との整合性	ハラスメント防止法、公益通報者保護法など、関連する法令との整合性を十分に検討して対応する必要がある。	十分に検討してまいります。
14	パブリックコメントに付すことについて	パブリックコメントを実施する理由がよく理解できない。実施するのであれば、もう少し改正後の条例の内容も示すべき。	現行の条例において、市民等の責務について規定していることから、パブリックコメントを実施しました。 改正後の条例の内容を示すべきというご指摘につきましては、条文の文言だけでは改正内容が分かりにくいのではないかと思料し、概要に対するご意見を募集いたしました。頂いたご意見を今後の参考とさせていただきます。
15	ハラスメントに係る規定の追加について	ハラスメント禁止規定の対象となる「職員等」には、どのような方々が含まれるのか。首長も含まれることが分かるように明記してはどうか。	ご指摘の趣旨を踏まえ、第17条にハラスメント禁止規定の対象となる職員には市長等を含む旨規定します。